

『就実教育実践研究』第10巻 抜刷
就実教育実践研究センター 2017年3月31日 発行

小学校教員の認識からみた脱落型不登校児童の実態 — 登校阻害要因の観点から —

**The actual situation of dropout absentees judging from the recognition
by primary school teachers : from the viewpoint of school attendance disincentive**

笹倉 千佳弘 ・ 井上 寿美

小学校教員の認識からみた脱落型不登校児童の実態 — 登校阻害要因の観点から —

笹倉千佳弘 (幼児教育学科), 井上寿美 (大阪大谷大学)

The actual situation of dropout absentees judging from the recognition
by primary school teachers : from the viewpoint of school attendance
disincentive

Chikahiro SASAKURA (Department of Preschool Education)

Hisami INOUE (Osaka Ohtani University)

本研究の目的は、①小学校教員は、いかなる社会経済的要因が脱落型不登校を引き起こしたと認識しているのか、②小学校教員は、いかなる社会経済的要因が脱落型不登校を引き起こす可能性があるかと認識しているのか、という2点を明らかにすることである。小学校教員に聞き取り調査をした結果、ステップファミリー、母子家庭、実母による自己都合の優先、虐待、不安定な経済状況が複合的に組み合わさったものが、脱落型不登校を引き起こした社会経済的要因として、また、母子家庭、実母による自己都合の優先、家族との関係不良、不安定な経済状況が複合的に組み合わさったものが、脱落型不登校を引き起こす可能性のある社会経済的要因として認識していることが明らかになった。小学校教員によって脱落型不登校の可能性があると認識される、社会経済的要因を有する家庭で生活している子どもが不登校にならない理由は、彼女/彼らが、「登校」ではなく学校と家庭の間を「行き来」しているからであると考察された。

キーワード：小学生、社会経済的要因、居場所、登校、行き来

I 研究目的

1 研究の背景

社会的背景については次の2点を挙げることができる。1点、近年、子どもをめぐる貧困や虐待の問題が深刻化し、その問題解決が喫緊の課題となっていることである。たとえばそれは、2013年に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、2000年に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」に見てとれるであろう。

2点、小学生の問題行動、特に暴力行為が、昨今、特異な傾向を示していることである。2014年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、中学生や高校生の暴力行為が横ばい、あるいは、減少傾向であるのに対して、小学生の暴力行為は著しい増加傾向にある。児童数が減少している中でこの傾向に対して、文部科学省は、「貧

困などの課題を抱える家庭が増え、小学校入学前に言葉で意志を伝えさせるなどの家庭教育が十分でないケースが目立つ」(朝日新聞2015)と分析している。家庭だけの問題に収斂させることの是非はひとまず横に置くとしても、小学生の暴力行為増加の背景に「貧困などの課題」が挙げられている点は注目に値する。

次に学術的背景について述べる。保坂(2000)によると、不登校は、大きく2つのタイプにわけることができる。1つは、何らかの心理的要因により登校していないことである。たとえば、本人は学校に行きたいという思いがありながら、実際に学校に行こうとすると身体的な不調が生じる、というような事例である。

もう1つの不登校のタイプは、社会経済的要因によって家庭の養育力が低下した結果、登校の前提となる環境が整わないために登校していないことである。たとえば、本人の学校に行く・行かないという個人的な思い以前に、貧困や虐待といった生活状況により学校に足が向かなくなる、というような事例である。

笹倉(2016)によると、前者の不登校タイプに比べて後者の不登校タイプの研究がきわめて少ないということ、また、後者の不登校タイプを対象にした質的研究が求められているということが明らかになっている。加えて、不登校をめぐる諸問題は、中学校や高等学校段階ではすでに深刻化しているため、小学校段階で何らかの対応が迫られている。このことは、小学校段階で不登校をめぐる諸問題に対応する方が、中学校や高等学校段階で対応するよりも、費やされる時間やエネルギー等の点において効率的であるということの意味している。

以上から本研究では、貧困や虐待等の社会経済的要因により登校の前提となる環境が整わないために登校していない小学生を取りあげることとする。

2 研究の目的

本研究の目的は、次の2点を明らかにすることである。1点、小学校教員は、いかなる社会経済的要因が脱落型不登校を引き起こしたと認識しているのか。2点、小学校教員は、いかなる社会経済的要因が脱落型不登校を引き起こす可能性があるかと認識しているのか。

以下では、「脱落型不登校」を「社会経済的要因により登校の前提となる環境が整わないために登校していないこと」と定義し、「脱落型不登校」の小学生を「脱落型不登校児童」と表記する。

II 研究方法

1 調査の方法

公立のX小学校に勤務する教員1名、公立のY小学校に勤務する教員3名に、それぞれの勤務校で聞き取り調査を実施した。脱落型不登校児童の有無、脱落型不登校児童になる可能性のある子どもの有無、脱落型不登校を引き起こした社会経済的要因、脱落型不登校を引き起こす可能性のある社会経済的要因に関する質問に答えてもらう形態と、脱落型不

登校をめぐって自由に語ってもらう形態を組み合わせた半構造化インタビューを採用した。インタビューは1回につき約50分～90分で、X小学校教員については記録をとりながらインタビューをおこない、Y小学校教員についてはICレコーダーを使って録音した。聞き取り調査の詳細は【表1】の通りである。

【表1】調査の概要

(作成：筆者)

	性別	担任学年	経験年数	勤務校	調査日
M教諭	女性	5年生	3年	X小学校	2016年8月29日
N教諭	男性	6年生	11年	Y小学校	2016年9月8日
O教諭	女性	3年生	5年（講師経験2年含む）	Y小学校	2016年9月8日
P教諭	男性	6年生	8年（講師経験4年含む）	Y小学校	2016年9月8日

調査協力者が勤務する小学校の概要は次の通りである。X小学校は、政令指定都市の下町にある。かつては地場産業が活況を呈していたが、近年は人口の減少や高齢化に伴い、地場産業の停滞を招いている。学校の近くには市営住宅が並んでいる。創立は大正時代に遡る。誇りをもってたくましく生き抜く子どもを育てることを目標にして学校教育がおこなわれている。ここ数年、全校児童数は微減傾向にある。

Y小学校は、人口9万人弱のかつての城下町にある。周りを田んぼに囲まれており、比較的、自然が残されている。学校の近くには県営住宅があり、そこから学校に通っている子どもも多い。創立は明治時代に遡る。確かな学力を身につけ保護者や地域から信頼を得ることを目標にして学校教育がおこなわれている。ここ数年、全校児童数は微減傾向にある。

2 分析の視点

インタビューを通して得た子どもに関するデータを、「学年」、「性別」、「登校状況」、「生活状況」、「家族（構成、主たる養育者、経済状態）」の項目に分けて整理した。

3 倫理的配慮

就実大学・就実短期大学研究倫理安全委員会承認されており（2015年8月31日、受付番号116）、日本教育学会倫理綱領、及び、日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守した。

聞き取り調査にあたっては、調査協力者にa.調査目的、b.調査方法、c.調査不同意のさいに不利益を受けない権利、d.データの管理法、e.協力者が中止・保留を申し出る権利、f.入手したデータの公表について文書を示して説明し、「研究協力同意文書」2通に署名を得、そのうちの1通を研究協力者に手渡し、他の1通は調査者が受け取り保管することとした。調査結果の公表にあたり、固有名詞はすべてランダムにアルファベットで表記し、個人、及び、個別の学校が特定されないように配慮している。

Ⅲ 研究結果

脱落型不登校である、及び、その可能性があるとして小学校教員によって認識される子どもの状況は【表2】の通りである。なお、「在籍校」の「その他」は、「調査協力者の現在の勤務校以外」を指している。

【表2】脱落型不登校である、及び、その可能性があるとして教員によって認識される子どもの状況（作成：筆者）

子ども	在籍校	学年	性別	登校状況	生活状況	家族		
						構成	主たる養育者	経済状態
C	Y	6	男	不登校	実母にパートナー有（同居していない）。	母子家庭（実母、本児、本児の妹D、母方祖父）	実母（仕事で不在傾向）	*
K	その他	4	女	不登校	継母からの心理的虐待、継母の機嫌が悪いと「自分だけご飯が出てこない」。	ステップファミリー：実父、継母（離婚後、すぐに入籍）、弟2人（幼稚園児、継母の連れ子）、子（再婚後、出生）	継母（夫がK児の子育てに非協力的であることに不満）	*
L	その他	3	男	不登校	継母だけでなく本児も、実父からたびたび暴力を振るわれる。	ステップファミリー：実父・実父の内縁の妻	継母（DVを受けている）	不安定、実父は仕事に行かない
A	X	2	女	不登校改善	実母と姉（中2、異父）との関係不良、本児は実母にとって3人目の夫との間の子。	母子家庭（実母、中2姉、本児）	実母（未就労、日中は喫茶店に滞在、基本的な生活習慣の形成不十分）	生活保護
B	X	5	女	断続的登校	校区外から通学。	母子家庭（実母、高3姉、本児）	実母	生活保護
D	Y	3	女	1年生2学期から不登校気味	実母にパートナー有（同居していない）。	母子家庭（実母、本児の兄C、本児、母方祖父）	実母（仕事で不在傾向）	*
E	Y	6	男	5年生から不登校気味	母はダブルワークのため仕事の帰りが遅い、本児が早朝出勤の兄を起し、弁当をつくる、兄の出勤後、再度入眠。	母子家庭（実母、18歳と20歳の兄、本児）	実母（体調壊す）	裕福ではない
F	Y	3	女	実母の仕事の都合に合わせて登校。平日授業の日欠席	授業終了後、実母が本児を迎えに来て、母方の祖母宅に送った後、出勤。このような生活を続けているため、友だちとの関係は希薄。	母子家庭（実母、本児）	実母（仕事中心の生活）	*
G	Y	6	女	登校	1か月に1回、実父による面会あり、参観日に実父来校。実父・近隣の叔母・いとこにより気にかけている。	父方の祖父・祖母・本児、祖父母との同居以前はステップファミリー（実父と継母との間に子が誕生し、継母との関係悪化）。	父方の祖父母	*
H	Y	6	女	登校	祖父母との関係がよくなく、実母は祖父母に加担、爪の跡がつくぐらいつかまれたりたたかれたりすることもある、学校の友人あり。	母子家庭（実母、母方の祖父母、本児）	実母、母方の祖父母	*
I	Y	6	女	登校	家族からの「あたり」がきつく、口論が絶えない。学校でも仲のよい友だちは少なく、落ち着いた生活を送ることができない。	母子家庭（実母、母方の祖母、本児）	実母	*
J	Y	3	男	登校（1年生から決まった曜日に欠席）	母方祖母宅で夕飯を食べる。実母の送迎で登校。	母子家庭（実母、高校生の姉、本児）	実母	不安定

「*」=特記事項なし

脱落型不登校であると小学校教員が認識する子どもはC・K・Lの3名であり、脱落型不登校になる可能性のある子どもはA・B・D・E・F・G・H・I・Jの9名である。以下では両者を分けて検討する。

1 脱落型不登校児童の社会経済的要因

3事例（C・K・L）のうちKの主たる養育者は実父と継母であり、Lの主たる養育者は実父と実父の内縁の妻である。このようなことから2事例がステップファミリーであると言える。Kは継母から姉弟間で差別的な取り扱いをされており、Lは継母とともに実父から暴力を振るわれていることから、2事例が虐待を受けていると言える。Cは母子家庭であり、また、実母は仕事で不在傾向であることから実母による自己都合が優先されていると言える。

つまり小学校教員は、ステップファミリー、母子家庭、実母による自己都合の優先、虐待、不安定な経済状況が複合的に組み合わさったものが、脱落型不登校を引き起こした社会経済的要因になっていると認識していることが明らかになった。

2 脱落型不登校児童になる可能性がある社会経済的要因

9事例（A・B・D・E・F・G・H・I・J）のうちG以外の家庭が母子家庭である。母子家庭のうち、AとBの家庭は生活保護を受けている。Eの家庭は裕福ではなく、Jの家庭は経済状態が不安定である。このようなことから、母子家庭8事例のうち4事例が不安定な経済状態であると言える。

母子家庭のうち、Aの実母は未就労で子どもの養育にはあまり関心を向けず、日中は喫茶店で過ごしており、EとFの実母は仕事中心の生活を送っており、母親の送迎によって登校するJは決まった曜日に欠席していることから、母子家庭8事例のうち4事例が子育てよりも実母の自己都合が優先されていると言える。

母子家庭のうち、Hは祖父母、及び、実母から身体的暴力を受けることがあり、Iは家族との口論が絶えないことから、母子家庭8事例のうち2事例が家族との関係不良に陥っていると言える。

つまり小学校教員は、母子家庭、実母による自己都合の優先、家族との関係不良、不安定な経済状況が複合的に組み合わさったものが、脱落型不登校を引き起こす可能性のある社会経済的要因になっていると認識していることが明らかになった。

上記の1と2から次の2点が明らかになった。1点、小学校教員は、脱落型不登校を引き起こした社会経済的要因と、脱落型不登校を引き起こす可能性のある社会経済的要因のいずれにおいても、それらが複合的に組み合わさったものとして認識している。2点、小学校教員は、複合的に組み合わさった社会経済的要因のうち、虐待は、脱落型不登校を引き起こす可能性の高い要因として認識している。

IV 考察

「Ⅲ 結果」では、小学校教員によって脱落型不登校の可能性があると認識される、社会経済的要因を有する家庭で生活しているにもかかわらず、実際には不登校ではない子ども

もの存在が、複数、認められた。以下では、このような子どもが不登校にならない理由について、学校外の生活の場（たとえば家族と暮らす家や児童養護施設）と学校間の移動を居場所の観点からとらえて考察する。

1 学校外の生活の場と学校間の移動

学校外の生活の場（以下では「家庭」とする）と学校間の移動を、居場所の観点からとらえると以下のような4通りの組み合わせが考えられる。なお、ここで言うところの居場所とは、安全と安心が確保されている居心地のよい場所であり、同時に、他者からの承認のもとで自分らしさを発揮できる場所のことである。加えて居場所は、実体的なものであるというよりも、むしろ子どもが安全と安心が確保されている居心地のよい場所であり、同時に、他者からの承認のもとで自分らしさを発揮できる場所であると認識している場であるととらえている。

- ①居場所である家庭から居場所である学校への移動
- ②居場所である家庭から居場所でない学校への移動
- ③居場所でない家庭から居場所である学校への移動
- ④居場所でない家庭から居場所でない学校への移動

①居場所である家庭から居場所である学校への移動

移動の出発点である家庭が居場所であり、かつ、移動の到着点である学校も居場所になっている。安全と安心が確保された家庭で育つ子どもが、安全と安心が確保された学校へ行くというような場合である。家庭から学校への移動は、概ね、滑らかにおこなわれている状態であると言える。

②居場所である家庭から居場所でない学校への移動

移動の出発点である家庭は居場所であるが、移動の到着点である学校は居場所になっていない。家庭生活では安全と安心が保障されているが、学校生活では、友だちから「いじめ」を受ける、教師によって体罰も辞さない暴力的な指導がおこなわれている等、安全と安心が確保されていないような場合である。居場所である家庭でエネルギーを蓄え、居場所でない学校に居続けるためにそのエネルギーを費やし、残り少なくなった頃に家庭に移動する。そしてまた家庭でエネルギーを蓄える。このような繰り返しが可能である間は、家庭から学校への継続した移動がおこなわれるが、学校で消費するエネルギーが家庭で蓄えられるエネルギーを凌駕すれば、家庭から学校への移動に困難さが生じてくる状態であると言える。

③居場所でない家庭から居場所である学校への移動

移動の出発点である家庭は居場所になっておらず、移動の到着点である学校が居場所になっている。家庭生活では、貧困のためお金のことで両親の仲が悪い、いつ何時、暴力を

振るわれるかわからないのでびくびくしている等、安全と安心が確保されていないが、学校生活では、仲のよい友だちや教師がいて親の暴力から免れる、給食を食べることができる等、安全と安心が確保されているような場合である。居場所である学校でエネルギーを蓄え、居場所でない家庭に居続けるためにそのエネルギーを費やし、残り少なくなった頃に学校に移動する。そしてまた学校でエネルギーを蓄える。このような繰り返しが可能である間は、一見したところでは、家庭から学校への継続した移動がおこなわれている。しかし、家庭で消費するエネルギーが学校で蓄えられるエネルギーを凌駕すれば、一見したところでは、家庭から学校への移動に困難さが生じてくる状態であると言える。

④居場所でない家庭から居場所でない学校への移動

移動の出発点である家庭が居場所になっておらず、かつ、移動の到着点である学校も居場所になっていない。家庭にも学校にも身の置き所がないため、ことによると、自室に引きこもり、社会からも家庭からも孤立状態になる、あるいはまた、家庭や学校以外の場所を居場所として見出し、家庭や学校とつながりがなくなってしまうような場合である。家庭から学校への移動には、ほとんど希望を見出せない状態であると言える。

2. 「登校」するのではなく「行き来」する子ども

「小学校教員によって脱落型不登校の可能性があると認識される、社会経済的要因を有する家庭で生活している」というのは、子どもの生活している家庭が、子どもにとって居場所になっていないのではないかと懸念される状態にあることを意味している。また、子どもの生活している家庭がそのような状態であるにもかかわらず、家庭から学校への移動が可能となっているとすれば、子どもにとって、移動先の学校は居場所となっている可能性が高い。

このようにみえてくると、「小学校教員によって脱落型不登校の可能性があると認識される、社会経済的要因を有する家庭で生活している」子どもが、不登校になっていないというのは、「1 学校外の住居と学校間の移動」における③の状態、すなわち、彼女/彼らが居場所である学校から居場所でない家庭に出かけ、居場所でない家庭から居場所である学校に帰ってきている状態を指している。「登校」というのは、たんなる家庭と学校間の移動を表す用語ではなく、家庭を起点とし、目的地である学校を到着点とする用語である。したがって、小学校教員によって脱落型不登校の可能性があると認識される、社会経済的要因を有する家庭で生活している子どもが不登校にならない理由は、彼女/彼らが、「登校」ではなく学校と家庭の間を「行き来」しているからであると考察される。

V 結論

本研究の目的は、小学校教員は、いかなる社会経済的要因が脱落型不登校を引き起こしたと認識しているのか、小学校教員は、いかなる社会経済的要因が脱落型不登校を引き起こす可能性があるかと認識しているのか、という2点を明らかにすることであった。小学校

教員に聞き取り調査をした結果、ステップファミリー、母子家庭、実母による自己都合の優先、虐待、不安定な経済的状況が複合的に組み合わさったものが、脱落型不登校を引き起こした社会経済的要因として、また、母子家庭、実母による自己都合の優先、家族との関係不良、不安定な経済状況が複合的に組み合わさったものが、脱落型不登校を引き起こす可能性のある社会経済的要因として認識していることが明らかになった。小学校教員によって脱落型不登校の可能性があると認識される、社会経済的要因を有する家庭で生活している子どもが不登校にならない理由は、彼女/彼らが、「登校」ではなく家庭と学校の間を「行き来」しているからであると考察された。

本研究は、限られたデータに基づいて検討してきた。今後は、さらに多くの事例を収集し研究の精度を高めていきたい。

* 本研究は、日本学術振興会平成28-30年度科学研究費（課題番号:16K04643, 研究代表者: 笹倉）の助成、及び、平成28年度就実教育実践研究センター研究助成を受けておこなったものの一部である。

* 本稿は、中国四国教育学会68回大会（2016年11月6日、於：鳴門教育大学）においておこなった発表内容に加筆・修正をおこなったものである。

【文献】

阿部真大（2011）『居場所の社会学 生きづらさを超えて』日本経済新聞出版社。

朝日新聞（2015）「小学生の暴力、最多1.1万件 感情抑制できず 昨年度調査」朝日新聞デジタル、2015年9月17日、<http://digital.asahi.com/articles/DA3S11968421.html>。

保坂 亨（2000）『学校を欠席する子どもたち 長期欠席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版会。

笹倉千佳弘（2016）『日本社会福祉学会 中四国地域ブロック 第48回山口大会 大会要旨集』12-13。